**「芦屋ハイランド自治会　工事連絡・相談票」について**

「芦屋ハイランド自治会　工事連絡・相談票」は、奥池南町内で実施される新築、増改築、改修、解体などの建築工事について、施主もしくは施工業者から芦屋ハイランド自治会への円滑な連絡や事前相談を行えるようにするためのものです。連絡いただいた当該工事について、芦屋ハイランド自治会が協定書に基づいてどのように判断およびアドバイスを行うかなどの取り扱いを事前に知って頂くという目的もあります。

奥池南町内で建築工事を計画する施主および施工業者は、芦屋ハイランド自治会協定書を参照の上、計画（または計画の概要）が決まりましたら、できるだけ早く工事連絡・相談票を芦屋ハイランド自治会長（〒659-0004芦屋市奥池南町34-4奥池集会所内）宛てに提出するようお願いします。

芦屋ハイランド自治会環境対策委員会では、工事連絡・相談票の記入内容および付随する工事内容についての書類を基にその後の取り扱いを判断して、回答します。

**工事内容と回答の例：**

1. **大規模工事（新築・外観の変更等を伴う増改築・解体等）：**

🡪　芦屋ハイランド自治会との協議を基に協定書の締結が必要です。

1. **中規模工事（足場設置を伴う工事・外壁塗装/カーポート設置等の行政への申請・届け出が必要な工事）：**

🡪　協定書締結は必要ありませんが、芦屋ハイランド自治会への連絡・相談内容に基づいて「まちづくり活動団体との協議報告書（注）」を芦屋市に提出して頂きます。

1. **小規模工事（足場を設置しない工事・短期日で終了する工事等）**

🡪　協定書締結および「まちづくり活動団体との協議報告書（注）」の提出は必要ありません。芦屋ハイランド自治会協定書に示された諸条件を守って工事を進めてください。

注．「まちづくり活動団体との協議報告書」については、芦屋市の「まちづくり協定」のホームページをご覧ください。<https://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/machi/matidukurikyoutei.html>

**芦屋ハイランド自治会　工事連絡・相談票**

年　　月　　日

芦屋ハイランド自治会長殿

奥池南町　　―　　　（地番　　　　　、自治会班名：　　）の（居宅・所有地）では、以下の工事を予定していますので、芦屋ハイランド自治会協定書に則って取り扱い頂きますようお願いします。

工事の予定期間　：　20 　 　年　　　月　　　日　～　20 　　年　　　月　　　日

工事内容の概略　：

添付文書・図面　：　有・無

行政への手続き　：　申請・届け出済み　　　申請・届け出予定　　　必要無し　　　不明・分からない

相談事項（あれば）：

□連絡者　 　　□連絡者

施主氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　施工業者等法人名：

施主住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　施工業者等住所：

連絡先等：　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者連絡先等：

**芦屋ハイランド自治会 回答欄**

　　　　年度　受付No.

上記で連絡を頂いた工事について、以下のように判断します。

1. 協定書締結が必要です。（追加の工事説明文書・図面の提出必要　有・無　）
2. 協定書締結は必要無し。「まちづくり活動団体との協議報告書」（注）を芦屋市に提出してください）。
3. 協定書締結は必要無し。「まちづくり活動団体との協議報告書」の作成も必要ありません。
4. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

アドバイス事項：

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　芦屋ハイランド自治会環境対策委員会

注：協議報告書には、「芦屋ハイランド自治会協定書が示す諸条件を守って工事を行う」など、自治会との相談において提示された文言を入れて作成・提出してください。